

内閣参質二一一第六八号

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員神谷宗幣君提出最先端半導体政策（ラピダス株式会社）に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員神谷宗幣君提出最先端半導体政策（ラピダス株式会社）に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「十二～三nmの最先端半導体」については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）に基づき、同法第二条第四項に規定する特定半導体に該当しないものを除いては、我が国における安定的な生産を確保すること等を旨とし、生産を行う事業者がいずれの国の事業者であるかにかかわらず、我が国における生産施設の整備等の促進に努めることとしており、お尋ねの「積極的」な取組の内容については、国際的な技術動向、市場動向等を踏まえながら検討していく考えである。

二について

御指摘の「CHIP・科学法」については、御指摘の「最先端半導体への支援」のみを目的としたものではないと認識しているが、いずれにせよ、政府としては、二千二十年代後半に、我が国において、御指摘の「次世代半導体」の設計及び製造の基盤の構築が実現されるよう、これまで、御指摘の「ポスト5G基金事業における次世代半導体の研究開発プロジェクト」、米国等の政府、企業等との連携等に取り組

んできているところであり、外部有識者による同プロジェクトの進捗状況の確認及び国際的な技術動向、市場動向等の様々な状況の分析を踏まえながら、引き続き、必要な取組を進めていく考えである。